

# 注 意 事 項

1. 当該行為に着手する日の 30 日前までに都市計画課へ提出してください。

2. 届出手続等を代理人が行う場合は、委任状を添付してください。

3. 届出書には、次の図面を添付してください。

(1) 土地の区画形質の変更の場合

イ 位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

ロ 設計図 設計図（造成計画平面図・断面図、擁壁構造図等）

(2) 建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物（擁壁、かき又はさく等を含む）をいう。以下同じ。）の建設又はこれらの用途の変更の場合

イ 位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

ロ 配置図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

ハ 立面図及び平面図 二面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階の平面図（建築物である場合に限る。）

ニ 構造図 擁壁、かき又はさく等の構造図

ホ 求積図 当該行為を行う土地の求積図及び建築物の求積図

(3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合

イ 位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

ロ 配置図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

ハ 構造図 擁壁、かき又はさく等の構造図

ニ 立面図 二面以上の立面図

4. その他参考となるべき事項を記載した図面

※ 縮尺については、図面等で確認できる程度のものとする。

## 飯能都市計画地区計画の変更(飯能市決定)

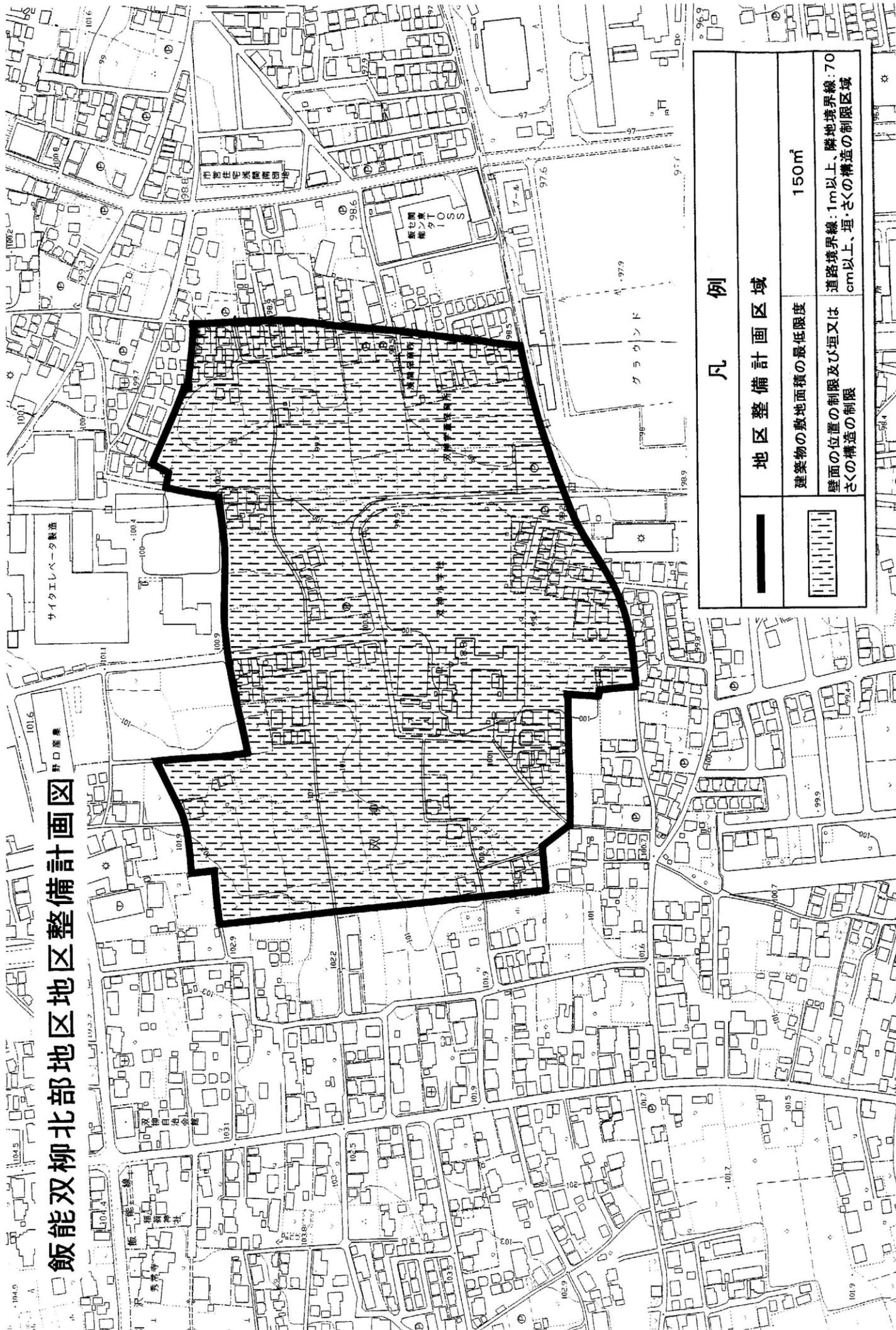
都市計画飯能双柳北部地区地区計画を次のように決定する。

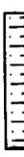
名 称	飯能双柳北部地区地区計画																	
位 置	飯能市大字双柳の一部																	
面 積	約13.5ha																	
地区計画の目標	<p>当地区は、JR八高線東飯能駅から東へ約1.0kmに位置する平地である。</p> <p>当地区計画の目標は、旧暫定逆線引き区域の市街化区域への再編入を行うにあたり、現在の住環境を維持・改善し、無秩序な建築行為による不良市街地の形成を未然に防止するため地区施設を適宜配置し、また敷地の細分化防止等の規制・誘導を図り、良好な住宅市街地の形成を実現することである。</p> <p>また、区画道路を整備することにより、生活利便性の向上を図る。</p>																	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当地区は、良好な住宅市街地の形成を図るために、公共公益施設用地の他は住宅用地として土地利用を図る。</p> <p>また、良好な都市環境の形成を図るうえから、地区内の農地については、その一部を緑とオープンスペースとして位置付け、人と緑の調和を目指した街づくりを進める。</p>																
	地区施設の整備の方針	<p>地区内幹線道路をそれぞれ東西・南北に整備し、併せて区画道路を整備することにより、地区内外の交通のネットワーク化を図る。区画道路については安全で快適な生活道路とする。</p>																
	建築物等の整備の方針	<p>街並みの良好さを担保し、併せて防犯・防災のまちづくりを推進するため、敷地面積の最低限度、壁面位置、垣・さくの制限を定め、周辺環境と調和した質の高い住宅地の形成を図る。</p>																
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	道 路	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">幅員 12m</td> <td style="text-align: right;">延長 約</td> <td style="text-align: right;">492m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">幅員 9m</td> <td style="text-align: right;">延長 約</td> <td style="text-align: right;">228m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">幅員 5m</td> <td style="text-align: right;">延長 約</td> <td style="text-align: right;">149m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">幅員 4m</td> <td style="text-align: right;">延長 約</td> <td style="text-align: right;">2,304m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">約 3,173m</td> </tr> </table>	幅員 12m	延長 約	492m	幅員 9m	延長 約	228m	幅員 5m	延長 約	149m	幅員 4m	延長 約	2,304m	計		約 3,173m
幅員 12m	延長 約	492m																
幅員 9m	延長 約	228m																
幅員 5m	延長 約	149m																
幅員 4m	延長 約	2,304m																
計		約 3,173m																
建 築 物 事 等 項 関 する	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡																
	壁面の位置の制限	<p>※ただし、決定告示日以前から敷地面積が最低限度未満の土地については、敷地分割を行わない限り建築物の建築が可能。</p> <p>建築物の外壁若しくは、これに代わる柱の面、又は高さ1.8mを超える門、若しくは、へいの面から道路境界線、隣地境界線までの距離は次のとおりとする。</p> <p>道路境界線までの距離を1m以上、隣地境界線までの距離は70cm以上とする。</p>																
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側の垣又はさくの構造は次に掲げるものとする。</p> <p>(1)生垣 (2)鉄柵、金網等の透視可能なフェンスで、宅地宅盤からの高さは1.5m以下とする。(基礎の高さは0.6m以下とする。)</p>																

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由 不良市街地形成の未然防止と、良好な環境の創出と保全を図る。

# 飯能双柳北部地区整備計画図



凡 例	
	地区整備計画区域
	建築物の敷地面積の最低限度 150㎡ 壁面の位置の制限及び垣又は 道路境界線：1m以上、隣地境界線：70 cm以上、垣・さくの構造の制限区域